

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

私は昭和 33 年 2 月に婚姻後、夫と共に義父が自営する造船所を手伝っていた。国民年金制度が始まった当時、義父が私を含め同居家族 4 人について国民年金の加入手続を行い、47 年ごろまで 4 人分の国民年金保険料を納付してくれていた。義父は既に他界しており、国民年金保険料の詳しい納付状況は不明であるが、申立期間について夫、義母及び義妹の国民年金保険料は納付済みであるのに、私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人並びに申立人の夫、義母及び義妹の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は既に他界しているものの、当該 4 人について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人を除く 3 人の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、A 市保管の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立人並びに申立人の夫及び義妹に係る申立期間を除く昭和 36 年度から 38 年度までの期間の国民年金保険料の納付年月日は（申立人の義母については納付年月日の記録無し。）、昭和 36 年 8 月分及び 37 年 3 月分を除いて一致していることから、申立人の義父が申立人に係る申立期間の国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立人の夫及び義妹に係る申立期間の国民年金保険料について、申立人の義妹は未納であり、申立人の夫も昭和 37 年

7月分を除いて未納であることが確認できる一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫に係る当該未納期間の国民年金保険料は平成21年3月27日に納付記録の追加処理が行われて納付済みとされている上、申立人の義妹の国民年金保険料は納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成8年6月1日から株式会社Aに勤務していた。同年11月1日から会社の都合で関連会社の株式会社Bに所属を移った。所属会社を変更しただけで、継続して税務申告業務に携わっていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言並びに雇用保険の記録から、申立人は株式会社A及び関連会社の株式会社Bに継続して勤務し（平成8年11月1日に株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成8年9月の社会保険庁のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失日を平成8年11月1日とすべきところ、同年10月31日と誤って記載して提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月5日、資格喪失日に係る記録を58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月5日から58年4月1日まで

昭和57年7月5日から58年3月31日までA株式会社のB事業所において勤務しており、当時の給与支給明細書及び昭和58年度市民税・県民税特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）を保有している。

給与計算は本社で行っており、当時の記録がA株式会社に残っているかどうかは不明であるが、申立期間の厚生年金保険の記録が未加入となっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言、申立人が所持するA株式会社における昭和57年9月、58年2月及び同年3月の給与支給明細書並びに税額通知書により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する上記給与支給明細書及び税額通知書から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が当時の状況は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考

え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年の初めごろ、A 市にあった厚生年金保険の適用事業所ではない B 社に勤務していたが、国民年金制度が始まったことを知り、同年 4 月に A 市 C 支所へ行き、夫婦共に国民年金に加入した。

国民年金保険料は集金人に納付していた。また、妻の未納となっていた期間の国民年金保険料は D 社に入社後、まとめて E 郵便局において納付した。

申立期間が未納となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を集金によって納付していたとしているが、納付した金額等の記憶は曖昧である上、A 市は「申立期間当時において、自治会や婦人会などの納付組織は無かったと思われる。昭和 38 年 4 月以降から国民年金協力員が各戸を回り国民年金保険料を集金していたので、当該年度以降の未納保険料は徴収することができた。」と証言しており、申立人の昭和 50 年 2 月から 56 年 1 月までの期間の国民年金保険料については納付済みとなっていることから、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶と錯誤している可能性を否定できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は A 市において二つ払い出されていることが確認でき、一方の番号は前後の任意加入者の記録から昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までに払い出されたものと推測され、当該番号において

申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、当該番号と連番で払い出されている申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、社会保険事務所が保管する国民年金に係る被保険者台帳管理簿において、申立人及び申立人の妻に係る記録欄に「不在消除」と記載され、当該番号において国民年金保険料の納付記録が確認できないことから、申立人は申立期間当時所在が不明であったことがうかがわれ、当該番号において申立期間の国民年金保険料が納付されていた事情を見いだすことができない。

加えて、申立人に払い出されているもう一方の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する上記被保険者台帳管理簿によると、昭和 50 年 3 月に払い出されていることが確認でき、特例納付を行った事情も見当たらないことから、当該番号によって申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。